

堺市立竹城台小学校いじめ防止対策基本方針（改訂版）

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめは決して許されない行為である」「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動、総合的な活動、学校行事をとおして規範意識や集団の在り方などについての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩み解消を図るために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用する。
- (4) 教職員の言動・態度でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に、危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。PDCA サイクルの構築。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。特別支援教育体制の充実を図る。
- (9) 静謐な学習環境、学力向上・規範意識の向上を図る。
- (10) ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を教育活動を通じて学習する。
- (11) 堺市教育委員会発行の「いじめ対応チェックリスト」を活用する。
- (12) 教員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける。
- (13) ネットいじめに対しての情報モラル教育の充実を図る。

3. 早期発見に向けて

- (1) 子どものいじめを疑う。 (例：いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。 (例：いじめアンケート、日記帳、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。 (例：いじめ対応チェックリスト、行動観察等)
- (4) 保護者と情報を共有する。 (例：家庭訪問、電話、連絡帳、PTA の会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。 (例：清掃活動、地域行事、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、児童の状況把握に努める。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

5. いじめアンケート調査の実施

6月・11月・2月の計3回、いじめアンケート調査実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、首席、生徒指導、人権教育主担者、養護教諭、当該学年担任、（スクールカウンセラー）を構成委員として「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

〔いじめに対する措置〕

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録、行動観察記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行い、情報提供できる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官等外部専門家の参加、助言を求めながら対応する。

〔校内研修の実施〕

いじめ問題へ全職員が組織として対応するために、毎年校内研修を実施する。

〔重大事態への対処について〕

＊学校が調査主体の場合

- (1) 重大事態の認知後、或いは重大な被害が生じたという申し立てが児童や保護者からあれば、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査委員会を設置し、堺市教育委員会に報告を行う。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

＊堺市教育委員会が主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

7. ネット上のトラブル対応について

パソコンや携帯電話の普及に伴い、メールやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、各学年に応じた情報モラル教育を行い、ネット上のトラブル未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらの理解を求める。

また、トラブルが発生したときに子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大防止を避けるため、直ちに削除措置をとる。必要に応じて、法務局、地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに南堺警察署に通報し適切に援助を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) けんかやふざけ合いなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情をよく調査すること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。

- (3) 加害児童には、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応・指導をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (6) 特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、海外からの帰国児童や外国人、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等）については、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) 学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組む。
- (8) 教員評価においては、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意すること。